

第9回（平成28年5月26日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席となっております。

以後の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第9回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

まず、議題1「個人情報保護法ガイドライン（安全管理措置、小規模配慮）の方向性について」、基本的な考え方について、事務局に資料をまとめさせましたので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1の個人情報保護法ガイドラインにおける安全管理措置及び小規模事業者への配慮に関する基本的な考え方ということで、検討してまいりました内容を御報告させていただきます。御議論いただければと思います。

本件につきましては、3月29日に開催されました第4回個人情報保護委員会におきましても、ガイドラインに関して大きな論点が2つございますということで、「安全管理措置」と「小規模事業者への配慮」を御提示させていただきました。

その際にも、例えば安全管理措置の内容について、余り詳細に過ぎることは避けるべきではないかといった御意見でありますとか、既に世にお示ししている番号法ガイドラインとの整合性も意識すべきではないかという御指摘も頂いたところでございますので、そういった御指摘も踏まえつつ検討してまいりました内容について報告させていただきます。

資料につきましては、資料1-1、1-2を御用意しております。基本的な説明は資料1-2という横長のパワーポイントの資料に沿ってさせていただきたいと思っておりますので、お手元に資料1-2を御用意いただければと思います。

資料1-2を1枚おめくりいただきまして「目次」とありますけれども、本日、お話しさせていただく内容は大きく4点ございます。1点目が、内容が安全管理措置でございますので、まずは前提として、個人情報保護法で求められている安全管理措置と番号法で求められている安全管理措置について、内容とか対象となる事業者について、こういったところが共通していて、こういったところが違うのかという内容です。

2点目として、それを踏まえて委員会として策定する個人情報保護法のガイドラインにおける安全管理措置の内容はどういった方向で考えていくべきだろうかということ。

3点目として、御案内のように改正法の附則第11条で小規模の事業者に配慮することが求められておりますけれども、具体的にどういった配慮をしていくのかということ。

最後の4点目として、小規模の事業者に配慮すべきとされている小規模の事業者の範囲について、こういった範囲で考えていったらいいのだろうかということで、大きく4点説明させていただければと思います。

資料1-2の3ページにお進みください。まず「1 前提」で、個人情報保護法と番号法の安全管理措置の異同ということで示させていただきました。左側が個人情報保護法の

安全管理措置、右側が番号法の安全管理措置といった表になってございます。

一番上ですけれども、まず、対象となる情報については、個人情報保護法の中では、特にこの情報ということで限定することなく、個人データ全般について安全管理措置を講じなさいと規定されております。

一方で、右側の番号法では、安全管理措置を講ずる対象としては、個人番号いわゆるマイナンバーを内容に含む個人情報、特定個人情報について安全管理措置を講じなさいということが規定されてございます。

下の行に進んでいただいて、内容についてはどうかと申しますと、左側の個人情報保護法の安全管理措置については、条文の中では、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされておりまして、その更にブレイクダウンした具体的な内容とか手法の例については、各省庁が定めている事業分野ごとのガイドラインの中で、組織的・人的・物理的・技術的といった観点ごとに示されているという状況でございます。

一方で、番号法は、右側に進みまして、条文上の表現につきましては、ほぼ同じような表現がされております。すなわち個人番号とか特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置ないし適切な管理のために必要な措置ということで、条文上の表現はほぼ同じ表現がされているといった状況でございます。具体的な内容とか手法例については、当委員会で定めております番号法ガイドラインの中で、同じく組織的・人的・物理的・技術的といった観点で示されております。

ここで、先ほど申し上げました各省が定めている個人情報保護のガイドラインの中での安全管理措置の内容と、番号法ガイドラインの中で定めている内容、手法例といったものが同じなのか違うのかという点について説明します。ここは2つ目の※で書かせていただきましたが、番号法ガイドラインの内容は、各省庁で定めている個人情報保護の事業分野ガイドラインに共通する内容、言ってみれば最大公約数的な内容が番号法ガイドラインに反映されているといったことで、全く違うものが定められている状況ではないということでございます。

最後に一番下は対象事業者でございますけれども、左側の個人情報保護法の安全管理措置義務が課せられている対象事業者に関しては、現在は、取り扱う個人情報の件数が5,000人分以下の事業者は、御案内のように義務の対象外とされておりますが、改正法の全面施行後は、個人情報データベース等を事業の用に供する全ての事業者が対象になるといった状況でございます。

一方で、右側の番号法の安全管理措置については、取扱いの件数によって義務を課す、課さないといった整理はされておらず、個人番号・特定個人情報を取り扱う全ての事業者が安全管理措置を講じなければならないという整理がされております。

ただし、全ての事業者について一律に同じ措置を求めているといったことではなくて、ガイドラインの中で「中小規模事業者」については、取り扱うマイナンバーの数量が少な

いとか、取り扱う従業者が限定的であること等々を踏まえて、特例的な対応を示しているといった状況でございます。

以上が本日、御議論いただく前提としての個人情報保護法と番号法の安全管理措置の共通するところ、違うところでございます。

次は4ページで、本日、御議論いただきたい項目の1点目として、個人情報保護法ガイドラインの中で定める安全管理措置の内容について、どう定めていくべきかでございます。こちらについては、こちらのページに書かれております4つの基本的な考え方に基づいて、今後、具体的な項目等について、引き続き検討を行うということではどうだろうかと考えております。

基本的な考え方の1点目として、まず1つは「組織的・人的・物理的・技術的」という観点ごとに「講じなければならない項目」と「手法例」を示すということでございます。こちらについては、先ほども説明させていただきましたけれども、既に各省庁のガイドラインですとか番号法ガイドラインで示している観点、枠組みでございますので、恐らく事業者の中にもある程度浸透している考え方ではないかと考えております。

続いて、基本的な考え方の2点目で、そういった安全管理措置の内容については、原則として番号法のガイドラインの内容に準じるということではどうだろうかと考えております。もちろん、そのままコピーするというのではなくて、マイナンバーと個人データの性質の違いとか、取り扱われ方の違いといったものを踏まえて内容は検討すべきであると考えておりますけれども、原則、番号法ガイドラインに準じてはどうだろうかという御提案でございます。

その理由として大きく3つございます。先ほども説明させていただきましたが、番号法が求める安全管理措置と、個人情報保護法が求める安全管理措置では、基本的な要素、すなわち漏えい、滅失、毀損といったものを防止するために必要なことは、おおむね共通するのではなかろうかというのが1点目の理由でございます。

続いて、理由の2点目として、番号法ガイドラインの内容は、先ほども申し上げましたけれども、現在の各省庁が定めている事業分野ごとのガイドラインとほぼ共通する内容が反映されているということで、番号法ガイドラインの内容に準じたものを定めたとしても、事業者において何か急に新しいルールが示されるといったことにはならないのではないかと、混乱は少ないのではないかとございます。

理由の3点目として、こちら理由の2点目と共通するお話でございますけれども、番号法ガイドラインは既に全ての事業分野の事業者には適用されている内容になりますので、こういった観点でも、事業者にとって何かサプライズであるといったことはないのではないかと考えてございます。

この点に関して、例えば、経済産業分野ガイドラインで定めている項目と番号法のガイドラインの項目は、例えば組織的安全管理措置のうち、「組織体制の整備」といった項目については、番号法ガイドラインでも同じことが求められております。

また、組織的安全管理措置において「安全管理措置の評価、見直し、改善」といったこととか、「事故又は違反への対処」が経済産業分野ガイドラインで求められておりますが、この点についても、番号法ガイドラインの中で、多少順番は異なりますが、同じ項目が求められております。

また、経済産業分野ガイドラインの中では、技術的安全管理措置ということで8つほど項目を掲げてございますが、こちらで求めている要素については、2つの項目を1つに集約していたり等々はございますが、番号法ガイドラインにもおおむね反映されているという状況がございます。

今申し上げたことは、あくまでも経済産業分野ガイドラインを例にしたお話でございますが、他の省庁のガイドラインと照らし合わせてみても、現行の各省の個人情報保護ガイドラインの安全管理措置として求めている要素のコアな部分については、多少上乘せは もちろんございますが、番号法ガイドラインの中におおむね反映されているといった状況でございます。

これまで安全管理措置の内容についての基本的な考え方①②まで御説明させていただきました。

続けて、基本的な考え方③④ですけれども、こちらは3月29日に開催された第4回委員会でお話しさせていただいた内容と重なりますが、③として委員会が策定するガイドラインが適用される事業者の規模とか事業内容は非常に多様なものになりますので、余り細かい項目を書き過ぎると、全部守らなければいけないのかといった誤解と申しますか、過剰反応も生じるおそれがございますので、安全管理措置の内容としては、汎用的かつ分かりやすい内容となるように留意してはどうかというのが③の基本的な考え方でございます。

その上で、④の詳細な手法の例示とか、技術的に専門的な内容については、別途、参考となり得る外部の規格とか指針（ISO・JIS・IPA等）で示されているものを紹介するとか、Q&Aその他の解説資料において必要に応じて示すといったことを検討するということではどうかと考えてございます。

以上が安全管理措置の内容の基本的な考え方として、こういったことではどうだろうかという案でございます。

次の5ページは、小規模事業者への配慮で、どのような観点で配慮すべきかということを示したものでございます。御案内のように、一番上で囲まさせていただきました改正法の附則第11条の中で、個人情報保護委員会是指針、ガイドラインを策定するに当たっては、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとするといったことで、配慮が求められております。

これに当たって、まずは大前提でございますけれども、個人情報保護法の中で事業者が遵守すべき義務、すなわち利用目的を特定しなさいとか、適正に取得しなさい、又は第三者に提供する場合は本人の同意を得なさいといった基本的な義務は、事業者の規模によって特に区別されておられません。

ですので、小規模の事業者についても、法律上の義務、基本的な義務は遵守していただく必要があるだろうと考えております。ただし、安全管理措置については、求められている内容が「必要かつ適切な措置」でございますので、その具体的な内容とか手法については、事業者の規模とか取り扱う個人データの量によって、おのずと異なるのではなかろうか。

また、安全管理措置義務の履行方法については、これしかないという性質のものではなくて、様々な手法があり得るでしょう。そうすると、従来個人情報保護法の義務規定の適用がなかった小規模の事業者が混乱なく安全管理措置義務を履行していくためには、もちろん手法の例示といったことも含めますが、特例的な対応を定める必要が高いのではないかと考えてございます。

このような状況を踏まえると、5ページが一番下で書かせていただきましたが、改正法の附則第11条が求めている小規模の事業者への配慮としては、ガイドラインの中で安全管理措置義務について、小規模の事業者における特例的な対応、手法の例示も含めて、そういったことを番号法ガイドラインに準じて定めていくことではどうだろうかと考えております。

もちろん、次のページにも出てまいりますけれども、小規模の事業者への配慮という意味では、ガイドライン以外にも分かりやすい解説資料を示すとか、説明会で丁寧な周知を図るとか、当然、そういった配慮は必要だろうと考えておりますが、ガイドラインにおいては安全管理措置義務について、特例的な対応を示すといった配慮をしてはどうだろうかという御提案でございます。

次の6ページは、本日、御議論いただきたい点の最後でございます。附則で配慮を求められている小規模の事業者の範囲について、どのような範囲を考えるべきだろうかということでございますけれども、こちらについては、まず、名前については、番号法ガイドラインと同様に「中小規模事業者」という呼称ではどうだろうか。

その上で、範囲については、こちらの表の赤い太枠で囲まさせていただいたところで、こういった方向で考えることではどうだろうかということでございます。すなわち個人情報保護法ガイドラインの中で中小規模事業者については「従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者」ということで、1つは取り扱う個人情報の数が5,000人分を超える事業者で、これはすなわち現行法の下でも通常の安全管理措置義務を講じている事業者で、これは当然、特例の対象とすべきではないだろうという趣旨でございます。

2点目として、委託に基づいて個人データを取り扱う事業者で、こちらについては他の第三者である事業者が保有する個人データについて委託を受けて取り扱うということでございますので、一定のある程度の安全管理措置義務は果たしていただくべきではなかろうかという趣旨で、①②は除外しつつも従業員の数が100人以下の事業者を中小規模事業者にしてはいかかかという御提案でございます。

その理由につきましては、一番下でも示させていただきましたが、先ほど申し上げたお話とも重なる部分がございますけれども、番号法で求められる安全管理措置と個人情報保護法で求められる安全管理措置では、その基本的な要素はもちろん共通するでしょうし、特例的な対応を定めることが必要な事業者の規模とか取り扱う情報量についても、これはおおむね共通するのではなかろうかという点を理由として御提案させていただきます。

個人情報保護法の安全管理措置について、どの範囲を特例の対象とし、どの範囲は通常のレベルの安全管理措置を求めるべきかという点について、例えば、取り扱う個人データでありマイナンバーの件数が100件以下、かつ従業員の数が100人以下といったカテゴリーについては、現在、番号法ガイドラインの中では、安全管理措置について特例的な対応が認められているといったカテゴリーでございますので、個人情報保護法でいきなり通常の安全管理措置を求めるとなると、当然、事業者に混乱が生じてまいりますので、この範囲は個人情報保護法においても、特例の対象とすべきではなかろうかと考えております。

また、取り扱う件数が5,000件以下、従業員の数が100人以下という事業者についても、番号法で安全管理措置について特例的な対応の対象とされておりますので、ここは個人情報保護法においても特例の対象とすべきではなかろうかと考えております。

一方、取り扱う件数が5,000件を超えている事業者については、当然、番号法では特例の対象となっておりますけれども、個人情報保護法でも従来通常の安全管理措置を守っていただいております。

議論があり得るとすると、取り扱う件数が5,000件以下であり、かつ、従業員の数が100人を超える事業者でございますが、番号法ガイドラインでは、特に特例を認めずに通常の安全管理措置を求めています。

このような事業者について、個人情報保護法では、こういった安全管理措置を求めていくべきかですけれども、今回の御提案としては、特例を認めることなく通常の安全管理措置を求めていくべきではなかろうかという御提案でございます。

その理由としては、番号法の中では、取り扱う情報は主に従業員のマイナンバー、従業員の情報について、安全管理措置を講じてくださいといったことを求めているわけでございますけれども、それについては、特例ではなくて通常の安全管理措置を求めているといった中で、個人情報については、当然、従業員の情報だけではなくて、顧客、お客様の情報も対象となってくるわけでございますが、片や従業員のマイナンバーについて、通常のレベルの安全管理措置を求めている中で、お客様の情報も含んだ個人情報については、それよりも若干緩い措置でいいとするのは、やや適切性がないのではないかと。やはりここは通常の安全管理措置を求めていくべきではなかろうかという御提案でございます。

今日はお示ししておりませんが、今後、具体的な安全管理措置として求めていく項目及び中小規模事業者に示す特例的な対応の内容については、引き続き検討の上で案を作成してまいりたいと思っておりますので、そちらと合わせて最終的に御検討いただきたいと考えております。

本日、御議論いただきたい項目は以上でございます。3点ございました。

個人情報保護法の安全管理措置の内容について、番号法ガイドラインをベースに考えてみてはいかがかという話が1点目。

改正法附則第11条で求められている小規模の事業者への配慮については、安全管理措置の分野で特例的な対応を示してみてもいかがかというのが2点目。

最後に3点目として、特例的な対応を示す対象の事業者としては、こちらも番号法ガイドラインに準じた範囲を中小規模事業者として特例的な対応を示す対象として考えてみてはいかがでしょうかということで、3点御提案させていただきます。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

○手塚委員 前回に考え方をお出しただいて、そのときに私からのコメントで、番号法のガイドラインにうまく合うようにというお話をさせていただきました。

今日のお話を聞いて、まさにそういう形でまとめている点では、私としては方向性はこれでいいのではないかと考えています。

その点で具体的なところについては、順々に出てくるかもしれませんが、大枠はこれで是非やっていただければというのがございます。

あとは小規模の事業者のところの区分けです。ここはどうしても数字が出てくると思うのですが、その連続性、非連続性の段差がどの程度になるかは、これから是非うまくやっていただいて、事業者が今、番号法でしっかりやっているわけです。それと余りにもかけ離れないように、是非その辺を個人情報保護法のガイドラインとしてはうまくやっていただければいいのかなということで、先ほどお話しいただいたのでおおむね私としては、それでよろしいのではないかと思います。

○堀部委員長 数をどうするかという話ですね。

○手塚委員 そこは難しいところですよ。大枠としては、そういうことになります。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 ガイドライン、特にこの安全管理措置と小規模事業者への配慮というところで、事業者の方が適切に理解して、つまり、分かりやすいものを作って、事業者の方に適切に運用していただくことが、そのまま消費者保護、個人情報保護に結び付くと思っていますので、そういう意味では、今回のこの方向性で大枠において非常に良いと思います。

安全管理措置と小規模特例について、いわば物差しを一本にした格好になっていますので、番号法との離反もないですし、各省庁の個人情報保護のガイドラインの安全管理措置の基本的な内容も網羅することになるということから言えば、非常に分かりやすく、それは事業者に守っていただける方向に行きやすいので、非常にいいと思います。

人数の話ですが、例えば従業員が100人を超えていて取扱件数が5,000以下のときには、基本的に通常の安全管理措置を求めようというふうに考えるというのも、個人情報

保護、消費者保護の観点からいって非常にいいことだと思いますので、これについてもこの方向性で行くのが大枠としては望ましい。

もちろん、先ほどおっしゃったように、これから多種多様な業種の中で具体的な安全管理措置の項目にブレークダウンしていく中で、どうやって整合するかという話は当然これから検討課題になるのでしょうけれども、方向性としてはこれでよろしいかなと考えます。

○堀部委員長 宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 私も同じ意見です。方向としては本当にこれでいいと思います。

ただ、今後、特例の内容とか、この区分をすることによって、少しおっしゃってしまいたけれども、要は、通常の安全管理措置が適用される事業者と、特例の対象となる中小規模事業者とで対応の差が随分出てきたりすることが懸念されますので、できるだけ連続的な内容になるような合理的な中身の設定をお願いしたいと思います。

方向はこれでいいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 同じようなことで、大枠としては非常に良く整理されたと考えていまして、非常にいいかなと思っています。特に番号法との関連性は非常に重要だと思いますので、当然、顧客の情報は非常に大事である。それこそマイナンバーと同等、それ以上に大事であるという認識を持って、事業者理解していただくというところも一つの考え方の動線としてあり得ると考えています。

あとは小規模の事業者になりますが、これも既に番号法の中で一定の規律をやってくださいというお願いをしているわけなのですからけれども、それと同等の形をとってくださいという形で、非常に理解しやすい形になるかなと思います。

一つ懸念しているのは、小規模事業者については、番号法の安全管理措置についてもしっかり講じていただく必要があるので、今般の個人情報保護法のガイドラインの策定を契機として、番号法のガイドラインの部分についても見直してもらい、両方のガイドラインをしっかりと守っていただけるようにすることが重要であり、そのための周知広報が重要になってくるのではないかと思いますし、あとは前回、御指摘させていただいたように、具体的な項目をどこまで示すのかというところ。

小規模事業者に対しては、かなり具体性を持った見せ方をしないと御理解いただけないと思います。中規模と小規模とはかなり違うと思いますので、特に業界でのガイドラインがなかなか行き渡っていないところに関しては、かなり具体的なところまで踏み込む必要もあると思いますので、その辺もしっかり御検討いただければと思います。

○堀部委員長 よろしいですか。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 皆さんがおっしゃっているような形で、これまで御説明していただいた点から言えば全体として筋が通っていると思いますし、こういう方向で検討していただくとい

うことはよろしいのではないかと思います。

先ほどから出てきている、ちょうど中間に落ちるところ、すなわち、従業員の数が100名以上で、取扱件数が5,000件以下の事業者については、現実の問題としてはなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、先ほどの説明自体は、私はきちんと筋が通っていると思いますし、従業員数が100人超のところでは一つ区切るのは分かりやすいものだと思います。

ただ、中小企業、特に小さいところの実態がどうかという話は先ほどあったと思いますので、ここでもありますように、できるだけ具体的な特例とか何を措置するのかを分かりやすく示すとか、それについて判断が迷わないようなことを今後は検討していただくというか、そういうことが大切だと思います。

○堀部委員長 嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 皆様と同意見です。分析的で、論理性もあって、納得性も高いと思いましたので合意したいのですが、もう一度番号法のガイドラインを読み返してみると、中小規模事業者に対する配慮は行き届いているのですが、全体を理解していないと、中小企業向けに配慮された部分だけ読んで理解できるかということ、そうではないということもあります。個人情報保護法は広く影響力もあるものですから、Q&Aのところを少し具体的にすとか、手引のようなものを番号法以上に細かくブレイクダウンしたものを提供するなりして理解を深めていただけるよう、広報活動を充実させるなりするといいいのではないかと思います。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 一つ確認しておきたいのですが、番号法の安全管理措置はこのまま生きているわけですね。二本立てになるわけですね。

ですから、共通点が非常に多いので、基本的には番号法の安全管理措置をベースにして、同じところは同じ表現でいいと思うのですが、二本立てになって別になるということの意味等をよく考えておく必要があるということです。

もう一つは今まで各省庁大臣が所管していたわけで、それぞれの安全管理措置のガイドラインがあるのですが、それをどういう形で取り入れてくるのか。

その場合に、分野ごとに特殊性があって、その特殊性が出張る部分をどう扱うかです。各省庁大臣が安全管理措置として現在定めている内容については、委員会が定める一般的な安全管理措置の中に書き込むものと、特例として別立てにする特殊分野とがあり、その他委員会の直接の権限から離して各省庁に対する報告徴収及び立入検査の委任という形で実効性を確保していく部分もあるでしょうし、一方で、各省庁における各事業法の指導監督の範囲内でも情報の安全管理について関係してくる部分もありますので、その整理の仕方をきちんとやっておく必要があると思います。

小規模事業者の問題だけではないのですが、基本的に今まで各省庁の大臣の監督の下にやってきたものにプラスアルファで特別の負担をかけるようなやり方は好ましくな

と思うのです。今までそれなりに順調に動いてきたわけですから。

要するに、個人情報保護法の監督権限が委員会に一元化されて、包括的に見渡してやっていくことに大きな意味があつて、委員会が一元的に所管することに大きな意味があるわけですから、それは伝家の宝刀としていざというときにはやるという形で監督権限を行使すればいいので、今まで各省庁大臣のガイドラインでやってきたことについて、わざわざ負担をかけるようなことをしなくても、いざというときにはやりますということで、良いのではないかと思います。

その辺は考えながら、案を作っていく必要があると思います。

○堀部委員長 其田事務局長。

○其田事務局長 様々なサジェスチョンをどうもありがとうございました。

幾つか事務局として説明させていただきますと、まず、中小企業のところは、各委員から本当に御心配を頂きましたとおりでございますので、中小特例を作るというだけではなくて、今、番号法でも中小企業向けの資料あるいは小規模事業者向けの資料を作ったり、中小企業サポートコーナーのようなものを作って、様々な手立てを講じておりますので、個人情報保護法においてもそういったことを展開していく必要があるだろうと思います。

阿部委員から御指摘いただいた幾つかの点で、まずは番号法との関係です。番号ガイドラインと個人情報保護の2つのガイドラインができることについてということで、今、事務局から御説明申し上げましたように、番号ガイドラインをベースに作りますので、あるところは同じことが書いてあつて、あるところは番号固有の部分が幾つか上乘せされているという構造になるかと思ひます。

各省大臣が今までやってきた監督とガイドラインとの関係も非常に重要な点でありまして、特殊な分野、特に個人情報の保護が非常に重要であると思われる典型的な例は金融かと思ひますけれども、そういうところについては上乘せのガイドラインを適用してきておりますので、これは3月に一度御議論いただいた部分かと思ひますが、その上乘せは当然継続してもらわないと困ると思ひます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

様々な御意見をお出しいただきました。

今日は個人情報ガイドラインにおける安全管理措置及び小規模事業者の配慮に関する基本的な考え方ということで、資料を用意していただきました。マイナンバー又は特定個人情報の取扱いについては、事業者は規模を問わず安全管理措置の義務が課されており、中小企業に対しては番号法ガイドラインで配慮されていますので、既に番号法においては中小規模事業者に対する安全管理措置義務の特例が適用されております。

事業者の皆さんと話していると、個人データや、個人番号をどう扱ったらいいかについて、従来とは違う御認識になってきている状況です。一部かもしれませんが、そういう事業者もいますので、その点では番号法が先行し、厳格な保護措置を講じてきたこと

が、今度の個人情報保護法における安全管理措置について事業者がどう考えるかという点で、かなりプラスになってきているように思います。

番号法のガイドラインについては、委員会として「中小規模事業者」は従業員が100人以下としました。今度の個人情報保護法では附則の11条で「小規模事業者」という言葉が使われており、言葉に違いがありますが、これはガイドラインの中でしっかり整理することになるかと思えますし、今日配られた資料でも整理いただいているので、対応できるかと思えます。

今日は基本的な考え方で、具体的に安全管理措置でどこまでどうするのかは次の段階で考えていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は、基本的な考え方についてはこのような方向性で進めていくということで、委員会としては了解しました。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

○堀部委員長 次に、議題2「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書について」、事務局から、説明をお願いします。

○大塚調査官 「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書」につきましては、5月20日に開催されました前回の委員会において、日本私立学校振興・共済事業団及び文部科学省の職員に御出席いただき、概要を説明いただいたところです。

本日は、この事務の全項目評価書について、承認するかどうかを審査していただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価書の評価指針への適合性・妥当性について精査した結果の主な内容について、説明させていただきます。

○事務局 それでは、資料2に基づきまして、説明させていただきます。

1ページの審査の観点の「(1)しきい値判断に誤りはないか。」についてですが、審査結果は、「問題は認められない」としております。所見としましては、「対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは指針に適合している。」としていきます。

続きまして、4ページの審査の観点「(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護の評価の目的に照らし、妥当なものか。」についてですが、審査結果は、「問題は認められない」としております。所見としましては、「日本私立学校振興・共済事業団が短期給付事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の

保護に取り組んでいることを宣言している。」としております。

1 ページから 4 ページにかけて、全体的な事項に関する審査結果を記載しておりますが、その他の審査結果も全て「問題は認められない」としております。

5 ページは、短期給付ファイルの取扱いの審査となります。主な考慮事項「②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要について、具体的に分かりやすく記載しているか。」についてですが、審査結果は、「問題は認められない」又は「該当なし」としてしております。所見としましては、「特定個人情報を保有する理由、個人番号は生涯共済番号と紐付けて管理を行うこと、個人番号は記録照会・短期給付相談事務及び情報提供ネットワークシステムを介した情報提供・照会において使用すること、システムデータはマシン室で一括管理をしていること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要について具体的に記載されている。」としております。

5 ページから 12 ページにかけて、短期給付ファイルの取扱いに関する審査結果を記載しておりますが、その他の審査結果も全て「問題は認められない」又は「該当なし」としてしております。

13 ページは評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策の審査となります。「主な考慮事項（細目）」をご覧ください。74 番の「個人番号管理ファイルと資格関係ファイルは、公的年金業務と短期給付業務の共有システムファイルであるが、これらのファイルに対して、それぞれの業務の担当者がアクセスするに当たって、システム面で講じているリスク対策は具体的に記載されているか。」についてですが、審査結果は、「問題は認められない」としてしております。所見としましては、「個人番号管理ファイルと資格関係ファイルは、公的年金業務と短期給付業務の共有システムファイルであるが、それぞれの業務の対象しかアクセスできないように制御しており、端末、システム及びサーバへのログイン時にはユーザー認証を行うこと、利用権限を設定することによって、業務システムの利用できる機能を制限していること等が具体的に記載されている。」としております。

75 番の「個人番号の保管・消去に係るリスク対策は具体的に記載されているか。」についてですが、審査結果は、「問題は認められない」としてしております。所見としましては、「公的年金業務に使用するため、個人番号については、遺族年金等の受給権者の死亡確認後 10 年を経過してから消去すること、また、システムに保管される個人番号については、システム処理により消去することが具体的に記載されている。」としております。

続きまして、14 ページ上段の【総評】をご覧ください。いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」でしたので、総評として 3 点記載させていただいております。

1 点目としまして、「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務においては、短期給付業務システムを使用し、特定個人情報ファイルである短期給付ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

2点目としまして、「事務で取り扱われる短期給付ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

3点目としまして、「特定個人情報ファイルのアクセス制御、個人番号の保管・消去等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。」としております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】をご覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載させていただいております。

1点目としまして、「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。」としています。

2点目としまして、「特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネット利用端末と業務システム利用端末とはネットワークが分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。」としています。

3点目として、「特定個人情報ファイルの適正な取扱いに係る職員への教育については、実務に即して継続的に実施することが重要である。」としています。

4点目としまして、「情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。」としております。

私からの説明は以上です。

御審議をよろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

この評価書につきましては、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

では、日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書を承認することといたします。

事務局におかれましては、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○大塚調査官 日本私立学校振興・共済事業団に対して、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

どうもありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に議題3、その他です。1件目の東京薬業健康保険組合の全項目評価書の公表につきまして、事務局から報告をお願いします。

○事務局 東京薬業健康保険組合の適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の公表につきましては、前回、5月20日に開催されました第8回委員会において承認いただきまして、併せて全項目評価書のVI. 評価実施手続の4の②、個人情報保護委員会による審査欄の記載事項も決定いただきました。

その後、5月23日に東京薬業健康保険組合から、当該欄への記載事項を記載した評価書の提出がありまして、事務局にて確認しましたところ、委員会において決定いただいた内容が適切に反映されておりました。

また、東京薬業健康保険組合の適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書は、5月23日付けで当委員会のマイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページに掲載されておりました。

今回の公表をもって、東京薬業健康保険組合の適用、給付及び徴収関係事務について、全項目評価に必要な全ての手続が終了したことになりますので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御質問はよろしいでしょうか。

それでは、1件目の東京薬業健康保険組合の全項目評価書の公表につきましては、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

2件目は、渡航承認につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日欠席の加藤委員から、タイに6月17日から19日まで海外渡航をしたいという申請が出ております。御承認かどうかの審査をお願いいたします。

○堀部委員長 特に御異議はないと思いますので、承認いたします。

ありがとうございました。

次に、最後の3点目になりますが、議事概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。事務局において資料3のとおり、4月12日に開催された第5回の委員会会議の議事概要の案を作成いたしました。

内容を御確認いただき、御了承いただければ、これをホームページに掲載したいと考えています。よろしくをお願いします。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

議事概要につきましては、各委員にあらかじめ御確認いただいておりますし、この場でも特に御意見はありませんので、原案のとおりホームページに掲載することといたします。

ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、速やかに委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議はこれにて閉会といたします。

ありがとうございました。

山本参事官から、今後の予定について説明してください。

○山本参事官 ありがとうございました。

次回の委員会でございますが、6月3日金曜日の10時半からで、この会議室にてお願いしたいと存じます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱わせていただきたいと思います。

評価書も承認されましたので、前回会議の提出資料であった評価書についても、公表させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以上でございます。